

危険と感ずる窓の開放方向を変えてほしいが大丈夫といわれた

相談 内容	<p>新築間近の住宅に外部のアルミサッシを取り付ける工事を行っているが、通路に面した窓の開放方式が外倒しとなっており、開けた時にちょうど人の頭の位置に開放される状態となる。契約時点ではわからなかったが、現時点で取り付ける窓の形式がわかったため、請負業者に開閉方式を変えるなどの対応を求めたところ、安全性については「大丈夫」といわれた。</p> <p>しかし、現実には窓を開けたときの状態で危険性が確認でき、もし近くを通ったひとがけがをした場合には、発注者（建築主）に責任がくると思う。サッシのガラスも曇りガラスのため、開ける時に外の状況は確認できないことも不安な要素である。</p> <p>このままでは、工事が進んでしまう。業者になんらかの対応を求めたいが、よい方法はないものかアドバイス願いたい。</p>
回答 内容	<p>請負契約及び設計図書の内容を再確認してください。設計図書に該当する窓の開閉方式や方向が明確に示されている場合は、請負業者とすれば契約どおりの工事を実施していることとなります。従って、もし、アルミサッシの仕様を変更して、違うアルミサッシに変更することとし、増工事費が発生した場合は、発注者はその増額分は負担することとなります。</p> <p>ただし、設計図書に開閉方式が示されていない場合や設計段階において該当の窓のアルミサッシの形式が危険であることについて事前に認知されていながら、発注者（建築主）に告げなかった場合は、設計者の負担として変更させることもあり得ます。しかし、発注者が設計の時点で設計者が危険性を認知できたことを実証することは大変困難であるものと思われまます。</p> <p>また、実際に建築主側の危険性と設計者側の危険性の認識が一致しなければ一方的に変更への対応を求めることは難しいことと思われまます。発注者側として、請負側の負担で変更させようとするのであれば、危険性を感ずることについて設計者（請負業者）側に認識させ、納得させることがまず必要となります。</p> <p>発注者側が変更工事の増額分を負担するというのであれば、業者とすれば手戻り工事を行うことは望まないものの、費用負担がないことから、その旨を伝えて変更することは業者側でも対応すると思われまます。</p> <p>なお、危険回避の方法とすれば、アルミサッシの開放しないことで支障がないのであれば開放できないように固定してしまふ方法や、開放時における注意によって対応する方法として、住宅内が見えてしまう欠点がありますが、曇りガラスを透明のガラスに変更する（場合によっては内部にカーテン等を設置することも考えられます。）方法も検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>いずれにせよ、引き渡しがこれからとなりますので、まずは不安なことは請負業者にしっかり伝えて、出来る限りの対応を求めるべきと思います。</p>